

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会
液化石油ガス流通ワーキンググループ（第10回）議事要旨

日時：令和6年11月20日（水曜日）10時～12時06分

場所：経済産業省別館2階238各省共用会議室

出席者：

○委員：内山座長、郷野委員、山王丸委員、柴崎委員、高橋委員、中田委員、中野委員、藤本委員、吉田委員、
若林委員

○オブザーバー：嘉村様（エルピーガス振興センター）、村田様（全国LPガス協会）

○関係省庁：国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 金子課長補佐、国土交通省不動産・建設経済局参事官（不動産管理業）付 高城課長補佐、不動産・建設経済局不動産課 西尾課長補佐、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課 山本課長補佐

○事務局：和久田資源・燃料部長、日置燃料流通政策室長、目黒燃料流通政策室長補佐

議事要旨

事務局から資料3「ガイドライン等の改正概要」、資料4「市場監視・モニタリングに向けた議論」を説明後、委員、オブザーバー等からの主な意見は以下のとおり。

■通報フォームに寄せられた情報、規制当局による執行状況について

- ・7月以降10月末までに700件の通報があるというのは、直感的には多いという印象。そのうち、過大な営業行為や利益供与が過半を占めるということであり、グレーな行為に対処していく努力が必要ということだと思う。
- ・改正省令が施行された7月以降は目に余る違法行為に関する情報は耳に入っていないが、グレーな事例はある。通報フォームにも情報提供しているが、どこまで指導ができていないのか。通報した事業者からみれば2、通報に対して何かしらの報告は欲しい。もっといえば、明らかに問題ある行為については、いきなり営業停止や登録取り消しといかないまでも、注意をする、もしくは、事業者名を公表する等、厳しい措置を含めた指導を行ってほしい。
- ・通報フォームに寄せられた情報について、動きが見えないと通報しなくなるという声もあり、差し支えない範囲で通報に対してどのような対応がなされたのか等の活用状況について共有してほしい。
- ・通報フォームに寄せられた情報のうち過大な営業行為に関するものが多いとのことであったが、現場では通報されていない事例も数多くあるものと思われる。そうした行為を抑制するためにも、問題ある行為については厳しく対処するという規制当局の姿勢を明確に示すことが重要。通報された情報に対するフィードバックがないと、規制当局が甘く見られるおそれがあると思う。
- ・16事業者に対して事実確認もしくは指導を行ったとの報告があったが、やはり、法令に基づく報告徴収、立入検査といった法執行が必要だと思う。そのためにも、行政側の体制確保・整備をお願いしたい。
- ・通報フォームに寄せられた情報が、どれだけ市場監視につながっているのかをしっかりと示すことが重要。そうすることで通報情報の数も増え、具体的な判断事例の積み重ね、ガイドラインの進化につながっていくと思う。
- ・事業者からの問い合わせや通報フォームに寄せられた情報を一つ一つ拾い上げて判断をしながら事例を積み重ねていき、ガイドラインに反映したり、事例として公表しながら、問題事例について周知を行っていくといったかたち、取引の適正化を図っていくということだと思う。もちろん、消費者利益が害されていないよう、迅速に対応することは必要だが、どうしても一つ一つの事例をみることは必要であり、リソースの問題もあるので、できることを着実にやっていくことがまずは大事だと思う。
- ・問題行為に関するガイドラインについては、通報事例やWGの意見も踏まえて更新していく必要がある。また、問題事例の考え方については、各社の経営陣が統一見解をもって理解することが大事だと思う。異なる理解の下で過大な営業行為が継続されることがないように、取り組んでいただきたい。
- ・市場監視や取り締まりをして行くに当たって、判断基準がないと難しいと思う。司法判断も見据えた上で、判断基準を明示していく必要がある。

- ・執行に際して、基準の統一性は重要。当局としても、行為の善し悪しが機械的に判断できるほど執行も上手く回りやすい。今後、判断基準を明確にして、ガイドラインに反映していくということが大事だが、今は、その善し悪しの考え方を精査していく段階だと理解している。
- ・流通の分野では、トラックGメンによる検査が事業者にとってかなりの抑止力となっていると聞く。消費者へ分かりやすい周知を行うことも重要。
- ・LPガス事業者だけではなく不動産業界への周知徹底、協力体制の構築が重要。また、通報フォームに寄せられた情報の中には特定商取引法に違反するのではないかとという事例もある。引き続き国土交通省、消費者庁、公正取引委員会と連携して監視・取締を執行してもらいたい。

■過大な営業行為について

- ・既存の無償貸与契約について、他のLPガス事業者による契約の承継や残存簿価での貸付設備の買い取り等の問題が生じてくる。賃貸集合住宅においては、既存の無償貸与契約の引き継ぎも含め、大家など物件所有者に対する一切の利益供与は、過大な利益供与として禁止すべきである。本来家賃に含まれるべき設備の費用を、ガス会社に回収させるということ自体が問題。他方、戸建住宅においては、賃貸集合住宅と違い、LPガスの消費者たる家主に対する利益供与となる。これに関しては、エアコンなど、LPガスとは無関係なものは商売上も必要ないためダメだと仕切るということではないか。
- ・既存契約の下での利益供与について、今回の制度改正の趣旨を踏まえれば、契約更新のタイミングでアウトになるという方向で進めるべき。契約の名義変更がありながら、既存契約の延長と勝手に解釈して、事実上、過大な営業行為を行っているケースはしっかりアウトであると明示すべき。
- ・改正省令の趣旨は、余計な利益供与はせず、安いガス料金を消費者に提供せよという点にあると理解。紹介料の支払いにしろ、セット販売による利益供与にしろ、余計なことやると、改正省令の趣旨が実現できなくなる。そうしたものは禁止するということだと思う。他方、例えば洗剤程度のものであれば、一般的な商慣行のなかで認められる範囲の営業行為になると思う。エアコンや収納ボックスはそれとは桁が違うということ。
- ・支払猶予については、当該行為の合理性が理解しがたい。設備を売買して代金が発生する場合は、しかるべきタイミングで代金を払ってもらうのが普通だが、その支払いを猶予する行為は商慣行的にはおかしいのではないかと。法律の一般論では、ある行為を行う合理的な理由がない限りは、その真意を見るべきとの考え方がある。支払猶予等の形を変えた利益供与についても、合理的な理由がない限りは消費者との契約確保を目的として行われた利益供与なのではないかと、疑いの目で見られても仕方ない事例であると見受けられる。
- ・設備の保証料とLPガスボンベ置き場代の相殺について、そもそもLPガスボンベの置き場代金をLPガス事業者が支払うことは普通なのか。他人の所有物が、他人の土地や建物に置いてある場合であっても、必ずしもその土地や建物を借りているということにはならない。例えば、レンタル家具屋のソファを建物の中に置いた場合、レンタル家具屋はその場所を借りていることにならないし、その場所代を払うということにもならない。LPガスボンベのように、建物の使用者のために使っているものについては、置き場料金が発生することは合理的といえるのか。
→ LPガスボンベについては、無償で設置している場合もあれば、一定の地代を払って設置している場合がある。住んでいる方々の生活に必須のガスを供給するための設備なのだから無償で良いという考え方もあれば、一定の土地の面積を専有しているのだから賃借料を払うべきという考え方もある。電力業界でいうと、マンションの変電室は、生活に必須のものとして提供するものなので地代を払わず無償で設置していたが、近年ではおかしいのではないかと議論も出てきている。
- ・個人的には、例えばボンベを4本置いているとして、その設置面積で相当とされる地代であれば合理的な範囲ではないかと思う。他方、ボンベ4本だけで月20万円も払っているのは過大なのではないかと。そうした金額がオーナーに入ってこなくなることも自体が、LPガス事業者の切替え制限につながると思う。
- ・紹介料について、消費者に支払われる場合と、賃貸オーナー等物件所有者に支払われる場合で性質が異なる。消費者に対するキャッシュバックやポイント還元などは、他の商材でも見られる話であり、その利益自体がLPガス消費者に返って行くというもの。これに対し、オーナーに対する紹介料の支払いは、LPガス消費者に還元されるわけではなく、オーナーがLPガス事業者ロックされるきっかけとなるため、慎重に確認していく必要がある。
- ・過大な営業行為に関して、LPガス事業者の切替えを実質的に制限してはいけない、という切り口で考えて行くといいのではないかと。例えば、支払猶予については、費用の猶予額が大きければ、LPガス事業者を切り替えるとその部

分をオーナーが支払わなければならない、実質的に切替え制限につながる。保証料負担についても、それが過大であれば、LP ガス事業者を切り替えた時に実質免除だった保証料を支払わなければならない、実質的に切替え制限につながる。逆に、短期間で切替えられても問題のない金額であれば、切替えを縛るようなものではないといえるのではないかな。

- ・独禁法上、過大な利益供与は、不当な利益による顧客誘引ということで問題とされうる。過大な利益が提供されると、商品やサービスそのものの品質や価格による競争が成り立たなくなるため規制されているものだが、これは、液石法上の規律の方向性とも整合している。洗剤のようなケースは本来的な競争をゆがめるものではないので問題ではないと思うが、継続的な利益供与の効果については考える必要があると思う。
- ・セット販売については、それ自体は独禁法上違法ではないが、金額の水準や説明上の問題は生じ得る。

■商慣行是正に向けた自主取組宣言について

- ・自主取組宣言については、法律で縛るハードローではなく、いわゆるレピュテーションと呼ばれる消費者の方々からの評価により事業者の行動を変えていくアプローチとして評価する一方で、言いつばなしになる懸念もある。実際にヒアリング等を行った際に宣言の内容と取組が合致しているのか、合致していないのであればなぜなのか等を追求することで、執行にも役立ててもらいたい。
- ・まだ全体の1割の事業者しか宣言を出していないが、宣言済み事業者数の伸びが鈍化してきているのは何故か。
→ 背景としては、大手を中心に取組宣言がなされており、中小事業者による宣言が進んでいないという点が挙げられる。改正省令の施行前に、取組宣言をしたところを狙い撃ちに似たような駆け込み営業行為があったため、宣言を自粛するという実態があったのも事実。正直者が馬鹿をみることがないように、しっかりと取り締まりがなされないと、宣言しようということにはならないと思う。
- ・取組宣言を行っているのは大手事業者がほとんどだが、残念ながら、宣言の内容が横並びで形式的なものとなっている。各事業者毎の独自の取り組みや決意表明等より踏み込んだ宣言を求めたい。他方、家族経営の小規模な事業者においては、取組宣言は難しいと考えられる。業界団体が方向性を示すかたちでバックアップすると良いのではないかな。
→ 全国LP ガス協会としては、取組宣言の参考となるよう、今年の3月に自主行動指針を決定し、各都道府県協会に周知したところ。宣言については各自創意工夫を凝らしてほしいと依頼している。協会として宣言することで、参加の事業者に襟を正すよう依頼しているところもある。・取組宣言を行い、改正省令の趣旨に沿って対応するよう現場にも周知徹底している。
- ・取組宣言後、7月に公表された改正ガイドラインを読み込んだ上で、社内向けのガイドラインを作成し、全社員に会議等を通じて周知している。改正省令を踏まえて過大ではない営業を行うということで取り組んでいる。

■三部料金制について

- ・三部料金制について、事業者においてどのように準備を進めているのか教えて欲しい。
→ 来年4月からの三部料金制については、現在システム回収作業を行っている。設備料金をどう計上するかは、経理上の扱いとも関係するため、社内で議論中。
- ・三部料金制について、事業者・消費者にしっかり認識してもらうことが必要。例えば法令上は、業務用も自治体施設向けも、三部料金制（設備費用の外出し表示・計上禁止）の対象となっているので、その点を徹底すべき。
- ・基本料金ゼロという記載もあり得ると思うが、制度全体の趣旨からみてどうなのかは今一度考え直すべきではないかな。基本料金の性格上、全ての契約者に等しく課されるものなのだとすれば、特定の契約者はゼロというのは、他の契約者に負担を寄せているという可能性もある。基本料金がゼロならば、その分従量料金に入っているなど、しっかり解析・チェックしていくべき。

■その他

- ・LP ガス地方懇談会をモニタリングの場とするならば、より多くの消費者や事業者に関心を広げていけるよう、公開の範囲を広げることを検討していただきたい。
- ・LP ガス事業者からのヒアリングでは、社内体制整備、取引先への説明、自主取組宣言の社内周知や消費者への周知等について伺いたい。

- ・7月以降に消費生活センターに寄せられた相談事例をみると、戸建て住宅における訪問販売での強引な勧誘事例はまだ多い。6ヶ月分の基本料金無料、商品券をあげるといった事例がある。
- ・LPガス料金等の情報提供について、賃貸借契約の際の重要事項説明項目にLPガス料金情報も含めることも検討してもらいたい。入居前に、宅建業者は、重要事項説明を必ずすると思う。その際、LPガス料金の仕組みもしっかり説明してもらいたい。
- ・貸付配管の問題について、戸建住宅のうち、特に建売住宅に注目してモニタリングを実施していただきたい。配管所有者と物件所有者を一致させる方向で省令等でも明確化していくべき。
- ・ブローカーや仲介業者による営業行為について、そうした外部委託事業者を使った営業行為であってもLPガス事業者が責任を負うべきであるということには賛同する。他方で外部委託事業者に委託すること自体が問題ある行為である、という曲解を招かないようにしてもらいたい。

【国土交通省】

- ・経済産業省から共有された通報フォーム情報について、通報情報に基づき不動産関係者へのヒアリング等を実施している。業界団体への講演やセミナーでの説明も実施しており、引き続き経済産業省と協力して活動を継続していきたい。
- ・入居前の消費者に対するLPガス料金の説明については、経済産業省や消費者庁とも連携して、不動産関係団体に協力要請しているところ。宅建業法に基づく重要事項説明については、今回の制度改正ではLPガス事業者からオーナー等を通じたガス料金表の事前提示が努力義務であることから、LPガス料金について重要事項説明に位置づけて、宅建業者に法律上の説明義務を課すということは困難だと考えている。

【公正取引委員会】

- ・独占禁止法上で契約自由の原則はあるが、それが全てに優先するわけではない。規制の趣旨や程度との兼ね合いは検討されるべきと考えている。今回話題となっている不当な利益による顧客誘引については、独占禁止法上も問題になり得る行為であればその範疇に入ってくるのではないかと考えている。

【経済産業省】

- ・個々の懸念される行為について、本日様々な考え方・評価の視点をご提示いただいた。賃貸住宅と戸建て住宅とでは問題が異なる、戸建て住宅にも注文住宅と建売住宅とでは論点が異なる、切替え制限という視点で見えていくべきではないかなど、これらの中味は整理した上で次回お示し、議論を深め、基準づくりにつなげていきたい。
- ・通報フォームについて、いただいた通報をもとに既にヒアリングや立入検査を実施している。一件一件の通報に対してフィードバックをすることは難しいが、少なくとも、公開モニタリングの場において当局としての対応については報告させていただく。
- ・自主取組宣言を執行面で活用していくというご提案もいただいた。しっかり商慣行改革を推進していく方向で、業界全体が前を向いて進めるよう、我々としても汗をかいていきたい。

以上